

障がい者やさしさプラン(第2次寒川町障がい者計画) 検証

資料1

本計画の評価にあたりましては、計画に盛り込まれている具体的施策の実施状況についての評価をしました。
評価手法としましては、具体的施策に該当する事業を実施しているかどうかという視点により、「実施している＝○」、「一部実施、実施途中、検討中＝△」、「実施していない＝×」で評価をしています。

ページ	分野	番号	施策	評価	実施内容	課題	今後について
P41		①	広報誌やホームページ、ポスター等を通じて、障がい及び障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深めます。	△	現在、自立支援協議会の中で、障がいの理解について深めるためのポスターやリーフレットを検討中。 町広報へ障害者週間に福祉団体を紹介し周知した。	リーフレットの内容を決めていき、どのように周知を図るのかを検討。	リーフレットを完成させ周知を図る。
			町役場や福祉関係機関等に設置するパンフレット等の内容の一層の充実に取り組みます。	○	寒川町障がい福祉ガイドブックを毎年更新をしている。 内容としても、障がい者マークや施設等の料金割引一覧をガイドブックに載せるようにした。	障がい福祉ガイドブックの更新はしているが、ホームページには掲載していない。	新規取り組みについて障がい福祉ガイドブックに載せていく。ホームページでもガイドブックを掲載する。
		②	障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。	○	平成24年度に寒川町役場本庁舎にて町内事業所の作品等の展示即売会を障害者週間にて実施。	即売会を実施していない時間帯の展示の方法を検討。	平成25年度の障害者週間に向けて内容を検討していく。即売会への来庁者へのアンケート実施。
			障がい及び障がいのある人に対し関心と理解を深めるため、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展覧会の実施、広報紙の活用やリーフレットの配布等をし、障がいに対する理解を深める啓発活動を推進していきます。	△	障害者週間に展示即売会を実施。自立支援協議会にて障がいの理解等についてのポスター及びリーフレットを検討中。 町広報へ障害者週間に福祉団体を紹介し周知した。	リーフレットの内容を決めていき、どのように周知を図るのかを検討。	リーフレットを完成させ周知を図る。
P42	1 啓発・広報	③	町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の状況等について情報収集に努め、広報紙や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、ボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を行っていきます。	△	社会福祉協議会が実施しているサポートさむかわに関する紹介を障がい福祉ガイドブックに載せている。	サポートさむかわに限らず幅広くボランティア活動を紹介する。	HP等でも紹介をしていく。
		④	「スポーツ教室」「パソコン教室」等に、障がいのある人が積極的に参加していけるよう支援します。	△	「スポーツ教室」への参加については積極的に声かけを行っている。 相談があった場合に紹介をしている。	周知方法について	障がいのある人が参加できるように情報提供をしていく。
		⑤	障がいのある人の権利擁護等の援助を行う県の「かながわ成年後見推進センター」の存在や、町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の内容についての周知に努め、関係機関との連携を強化していきます。	△	町社会福祉協議会の日常生活自立支援事業については、相談があった場合や金銭管理の必要性がある状況の時に紹介をし、町社会福祉協議会と連携を図っている。	かながわ成年後見推進センターの周知について未実施。	かながわ成年後見推進センターの周知も図る。
			施設入所者や入院している人、各種契約行為等を行うことが困難な人に対し、成年後見制度を利用できるよう関係機関と連携するとともに、後見人等の報酬や申し立て費を助成する成年後見制度利用支援事業を推進していきます。	○	町内在住の方を対象に「成年後見制度」に関する様々な相談に行政書士がお応えする相談を実施。	偶数月の第1金曜に各回6名まで事前予約ができるが、実績は平均3名なので、相談の活用・周知に課題。	成年後見制度を必要とする可能性のある人への周知を推進していく。
			障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、委託相談支援事業者と連携しながら困難ケース等については関係機関との会議(検討及び協議)を開催し、問題解決に向けて調整を行います。また、地域の団体(民生委員児童委員、自治会等)の協力を得ながら、判断能力が十分でない障がいのある人に対する見守り体制づくりを行います。	○	困難ケースに限らず必要に応じて関係機関と会議を行っている。また、民生委員に障がいのある方の家に定期的に訪問をしてもらう等見守りをしてもらっている。	見守り体制の一層の充実、関係機関との連携。	現在検討中の立ち寄り所も含めて見守り体制を充実させる。

ページ		番号	施策	評価	実施内容	課題	今後について
P45		①	相談支援を適切に実施するために、担う人材の育成や相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。	○	窓口相談に来られた場合に、相談支援事業所の紹介を必要に応じて行っている。障がいのある人のニーズに応じることができるように関係機関と連携を図っている。相談支援専門員の研修についての周知を図った。	相談支援を担う人材の確保。	相談支援を担う人材の確保を目指す。
			民生(児童)委員や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び委託相談支援事業者の存在や相談・支援活動内容について広く周知し、障がいのある人やその家族が利用しやすいような環境づくりを行います。	○	障がい福祉ガイドブック、ホームページ等で周知を図っている。	誰でも気軽に相談ができる環境づくり。	自立支援協議会で、気軽に立ち寄れる立ち寄り所を検討しているので、実施に向けて検討をしていく。
			介護保険制度と障がい福祉サービス等をはじめとする障がい者施策との調整を図りながら、サービス利用者に適切なサービスを提供できるよう関係各課と連携を図ります。	○	介護保険主管課と連携をし、介護保険で対応ができない場合は障がい福祉施策で対応する等の調整をしている。	継続して関係機関等と連携を図る。	継続して関係機関等と連携を図る。
P48		②	専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所、茅ヶ崎保健福祉事務所、総合療育相談センター等の各機関と連携を図り、相談体制を充実します。	○	ケースに応じて、関係機関とは連携を図り、対応をしている。	困難ケースへの対応	今後も関係機関との連携を強化していく。
			ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図ります。	○	ケースに応じて、関係機関とは連携を図り、対応をしている。	困難ケースへの対応。	今後も関係機関との連携を強化していく。
			地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善など、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。	△	立ち寄り所の検討をしている。	立ち寄り所の詳細を検討。	立ち寄り所の開始。立ち寄り所を通じて障がいのある方のニーズや困りごとの把握もできるようにしていく。
P49	2 生活支援	③	訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護等)については、障がいのある人の居宅生活を支えるサービスとなるため、サービス量の確保とともに障がいに応じた適切なサービスが提供できるよう、関係機関に各種研修会への参加を働きかけます。	×	未実施	研修に関する情報収集及び参加への働きかけ。	研修に関する情報収集及び参加への働きかけ。
			短期入所及び居宅介護においては、今後サービスの利用が増加することを踏まえ、関係機関と連携し、利用促進を図ります。	○	相談に応じて、必要なサービスの支給決定を行っている。	継続	継続
			日中活動系サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)等)については、地域における障がいのある人の日中活動の場となるため、サービス提供事業所と連携し、適切なサービス量が確保できるよう努めます。	○	関係機関と連携を図りながら、対応をしている。町総合体育館内に活動の場となるほっとカフェつくしをオープン。	継続して関係機関等と連携を図る。	継続して関係機関等と連携を図る。
			居住系サービス(共同生活援助、共同生活介護等)においては、障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームやケアホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。また、障がいのある人がグループホームやケアホームに入居した場合、家賃の一部を引き続き助成します。	○	グループホーム等の新規設置に対する備品購入費の一部助成等の支援については、問合せ等があった場合に予算措置の検討を行う。家賃助成については、平成23年10月1日より国の制度で家賃助成が始まったため、寒川町では国の制度へ移行。	グループホーム等の新規設置に対する備品購入費の一部助成等の支援ができるように、相談にのっていく。	グループホーム等の新規設置に対する備品購入費の一部助成等の支援ができるように、相談にのっていく。

ページ		番号	施策	評価	実施内容	課題	今後について
P51		④	必須事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具等給付事業、移動支援事業等）については、利用者のニーズを踏まえながら各事業におけるサービス量を確保するとともに、サービスの利用促進を図るため、サービス内容のわかりやすい情報提供に努めます。	△	コミュニケーション事業について、サービス提供の人材育成の講習会を実施。また、登録通訳者への研修も行い、サービス提供の室の向上に努めている。 その他の事業については、状況を勘案しながら、サービスの提供等を行っている。	移動支援事業について、使いたい時に使えないという意見もあり、利用者のニーズに充分応えられていない。	関係機関との連携を図りながら、移動支援に限らず同行援護も視野に入れながら、適切なサービス支給を行っていく。 移動支援の事業所の新規登録数を増やすよう努める。
			その他事業（更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業等）については、利用者のニーズに応じた円滑な事業推進を図るため、事業者の確保等サービス提供体制の促進に努めるとともに、障がい者団体等と連携し、地域の実情に即した事業を推進します。	△	日中一時支援事業では、日中の活動の場を確保し、介護者の就労、休息を図っている。H23年度に4事業所、H24年度に2事業所を新規登録した。 社会参加促進事業では、障害者卓球教室を年間2回開催するほか、県障害者スポーツ大会の各競技会の周知、取りまとめ、送迎等を行っている。	日中一時支援では、事業所数が不足しており利用者のニーズに充分に応えられていない。 社会参加促進事業（障害者スポーツ大会）では、比較的気軽に参加できる卓球協議会に比べ、陸上競技会等の新規参加者があまり伸びていない。	日中一時支援事業の事業所については、町内に限らず比較的利用しやすい近隣町外事業所の登録も行い、利用者の利便を図っていく。 社会参加促進事業については、県スポーツ大会、町卓球教室の周知を図り、新規参加者を増やし、社会参加を図る。
			スポーツ・レクリエーション・文化活動に関する情報提供の充実を図り、障がいのある人の参加を促進します。 また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図ります。	○	県障害者スポーツ大会の参加者取りまとめの他、借上バスでの送迎を行っている。 手話通訳者、要約筆記者については、個人の派遣依頼の他、町主催の事業にも派遣し、情報保障を図っている。	競技会の新規参加者があまり伸びていない。 町主催の事業に対する手話通訳者等の派遣については、各担当課での意識付けが充分ではない。	競技会の参加について、積極的な周知を図る。 町主催の事業に対する通訳者等の派遣について、意識付けを徹底する。
			町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者団体が参加できるよう、環境整備に努めます。また、障がいのある人も参加できるスポーツ教室等を開催します。	○	祭等の申請窓口として福祉課が役割を担っている。継続して卓球教室を開催している。	継続	継続
P53	3	①	すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点で整備を促進するとともに、障がいのある人にやさしい住まいの整備を推進します。	○	重度障害者住宅設備改良費助成事業費の助成を行っている。	継続	継続
			障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、あんしん賃貸支援事業や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進します。	○	住宅設備改修費助成事業を継続している。あんしん賃貸支援事業については住居を探すことが困難な障がい者に対して、神奈川県より指定を受けている町内の不動産屋を紹介している。	あんしん賃貸支援事業については、福祉課での周知が図れていない。	あんしん賃貸支援事業について、障が福祉ガイドブックに載せて周知を図る。
		②	障がいのある人が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に沿った整備が行われるよう、条例の趣旨の普及に努めます。	○	バリアフリーに関する情報について関係各課へ提供し、周知に努めている。	継続	継続
			公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用者すいみんなのトイレの整備を推進します。また、障がいのある人のおむつ交換のための簡易ベットの設置を推進します。	×	対象施設がない。	対象施設がある場合は推進します。	対象施設がある場合は推進します。
			自動車が重要な移動手段となっている障がいのある人に対し、自動車改造費や運転免許取得費の一部助成を引き続き実施します。	○	継続して実施。	周知方法について	継続して事業を実施していく。

ページ	生活環境	番号	施策	評価	実施内容	課題	今後について
P54		③	災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。	○	災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定締結。 障がい者が防災訓練への参加。	協定先を増やす。	近隣の障がい者施設との協定締結を検討していく。
			災害時に支援が必要な要援護者の把握に努めるとともに、個人情報保護に配慮しながら地域住民により災害発生時に障がいのある人等に対し、迅速な情報提供や適切な避難・救助を含めた支援体制の確立を目指します。	△	要援護者の把握に努めている。	支援者が見つからない。	町内企業に対して、災害時に要援護者を避難所まで連れて行ってもらえるように検討中。
			一人暮らしで自力移動が困難な人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を推進します。	○	寒川町ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システム事業を継続して実施している。	継続	継続
		④	各関係機関と連携しながら、聴覚障がいのある人を対象に消防本部のファックス119番の実施や神奈川県警のファックス110番・メール110番の周知を図ります	○	町消防のファックス119番の他に、緊急情報等の配信をメール、ファックスにて行っている。 その他、神奈川県警のファックス・メールによる110番の周知も図っている。	緊急情報の配信は問題なく行えているが、障がい者からのファックス発信（消防、県警）は周知が充分ではない。また、ファックスを上手く使用できない者や、メールの方が使用頻度が高い場合があるので、見直しも必要。	緊急情報の配信は今後も継続して行う。 ファックス119番は便利な方法を検討していく。
		⑤	障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、SOSネットワーク事業をホームページや広報、制度案内冊子への掲載やパンフレットの配布を行っていき、事業の充実を図ります。	○	事業の周知については継続して実施。連絡網の充実も図っている。	登録者数の増。	継続して、登録者数を増やすために周知を図り、連絡網を充実させられるように協力店舗を増やしていくことで、本人・家族の安心につなげられるようにする。
P55		①	一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な療育の場の確保に向け、障がいのある子どもの各段階での適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を図り、一貫した指導等が受けられるよう努めていきます。	○	子育ての相談については、月曜・水曜・金曜の9時～16時受けている。 療育相談については随時福祉課(ひまわり教室)にて受けている。	十分な人員と時間、専門職の確保	密に情報共有を図りながら一貫した指導等が受けられるように努める。
		②	障がいのある児童の自立と社会参加を目指し、基本的生活習慣の習得や環境への適応性を養う等、必要な訓練や支援を行います。	○	児童発達支援事業所のひまわり教室にて、月曜～金曜の9時30分～14時30分まで支援を行っている。	障がい特性に応じた居室の確保	町外事業所の利用促進に努める。
P56	4 教育・相談	③	一人ひとりの障がいの特性等に応じた最も最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある子の成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、関係機関との連携を深めます	○	ことばの教室や教育研究室で、教育相談(随時)、就学相談(就学前)を実施している。	ケースに応じて教育部門との連携。	情報収集及び教育部門との連携。
			夏休み等の長期休暇時に、障がいのある子に日中活動の場を提供する日中一時支援の事業所の確保に努め、事業の充実を図ります。	○	日中一時支援事業所の新規登録をH23年度に4事業所、H24年度に2事業所を新規登録した。。	窓口では、なかなか希望する日数の利用ができ ないという相談がある。	引き続き新規で日中一時支援事業所の登録を行っていく。
		④	専門的な機関と連携を図りながら、自閉症や学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)等、障がいの早期発見に努めるとともに、適切な助言や指導が行えるよう努めていきます。	○	ケースに応じてかながわエースとの連携図る。	発達障がいにおける支援	専門的機関との連携。また、障がいの理解を推進し、協力して支援しあえる環境を目指す。

		番号	施策	評価	実施内容	課題	今後について
		⑤	一人ひとり障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるとともに、特別支援学校と連携し、卒業予定者に対し各種制度の情報提供を行う等進路指導の充実を図ります。	○	町内在住の茅ヶ崎養護学校の生徒については、障がい福祉サービスの説明等をしている。	継続	相談に応じて各種制度の情報提供及び福祉施設の利用等についても随時相談にのる。
		⑥	町内の小、中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を推進します。	○	特別支援学級と通常学級のある学校は交流級(音楽や美術等本人の得意な教科)や給食で交流している。小学校で総合的な学習において車いす体験、アイマス体験等を実施。	継続	福祉課としては、自立支援協議会で検討をしている障がいの理解の普及に努め障がいのない方にも障がいの理解にかかる普及啓発を推進する。
P57			障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等保護者の育児不安の解消を図ります。	○	施策のとおり実施。 発達の状況で気になる子がいる場合は遊びの広場を紹介している。	継続	継続
		①	保健師等による「育児相談」や心理判定員による「子どもの心の相談」を実施し、発達に特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育につなげられるよう関係機関との連携を強化します。	○	育児相談は年10回、子どもの心の相談は年2回実施。その他、窓口や電話でも随時相談に応じている。	継続	継続
P58	5 保健・医療		健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めます	○	食事指導を実施。成人の検診機会の提供。健康相談にもっている。	継続	継続
		②	在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようになるための支援策として、茅ヶ崎保健福祉事務所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していきます。	○	ケースに応じて関係機関と連携を図りながら、ケース会議を通じて情報の共有をしたり、支援方法等について検討している。	継続	継続
		③	自立支援医療費制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。	○	手帳説明会や障がい福祉ガイドブック等で周知を図っている。また、対象となる障がい者の方には申請を促している。	周知方法について	自立支援医療制度で、育成医療が平成25年度より町で支給決定を行うようになるため、周知を図っていく。
		④	精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎保健福祉事務所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図ります。	○	必要に応じて茅ヶ崎保健福祉事務所の協力を得ながら嘱託医の医師に訪問をしてもらい、状態の確認をもらっている。	継続	継続
P59		①	就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。	○	公共職業安定所の協力により、定期的に障がい者専用の求人票を送ってもらい、窓口で閲覧できるようにしている。病状や能力、状況等に応じて、就労援助センターと連携を図りながら、就労の相談に乗っている。その他就労系の事業所との連携を図っている。	一般就労者を増やす。	関係機関と引き続き連携を図り、就労支援を行う。
		②	障がいのある人の雇用を促進するため、民間企業や事業主に対して障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。	○	産業振興課と企業訪問を実施し、障がい者の法定雇用率が上がるということの情報提供や障がい者雇用に関する現状について話を聞いた。	企業側の障がい者雇用の意向がわからない。	関係課等とも連携を図りながら障がい者雇用に関する啓発をしていく。

		番号	施策	評価	実施内容	課題	今後について
P60	6 雇用・就労	③	平成20年3月の地方自治法施行令の一部改正に伴い、地方公共団体の発注する官公需の対象が、物品購入に加え役務の提供も含まれたため、寒川町障害者事業所連絡会に対して、官公需における対応可能な物品や役務の提供について受注機会の拡大に努めます。	○	福祉課を窓口として、庁内各課に障がい者施設への業務委託への配慮をお願いしている。	障害者優先調達推進法が平成25年4月1日より施行されることもあり、町としてどのように対応をしていくか。	官公需の拡大に向けて検討。
		④	一般就労が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労の場の確保に努めます。	○	障がい者の状況に応じて、就労移行支援や就労継続支援の事業所の紹介や事業所との連携を図っている。	就労だけでなく生活支援についてもどのように支く。	関係機関と連携を図りながら支援を検討していく。
		⑤	湘南障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、雇用に関する情報を提供し、職域の開拓を行います。	△	公共職業安定所より定期的に障がい者の求人情報を送ってもらい、窓口にて公開をしている。	寒川町においても相談できる場の確保	湘南障害者就業・生活支援センターと連携を図る。
		⑥	障がいのある人に対し就業・訓練機会の場を提供するため、町役場にて職場体験事業を実施します。	○	寒川総合図書館にて図書館の職場体験を継続して実施している。	職場体験が図書館のみ。	職場体験ができる場の拡大を検討。
P61	7 情報・コミュニケーション	①	障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進します。	○	視覚障がい者の方については点字での通知や、希望に応じてメールでやりとりをしている。	より多様な情報提供の手段	SPコードの推進等
		②	視覚障がいのある人の情報バリアフリー化を図るため、SPコードの活用を促進します。	△	障がい者やさしさプラン(第2次寒川町障がい者計画)にはSPコードをつけている。	SPコードを読み込む機械(日常生活用具)の周知。通知等にSPコードをつけるかどうかの検討。	手帳説明会等でも周知を図る。 SPコードについてどう扱っていくかを検討。
			聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の資質向上を図ります。	○	手話講習会は、5年間(5段階)の計画に沿って年間2コース、町聴覚障害者協会への委託により実施。手話通訳者等との連絡会・研修会はそれぞれ年1回ずつ実施。その他、通訳等のコーディネートを通じて、通訳者等との連絡を密にし、資質向上を図っている。	手話講習会は、5段階の計画を立て年間2コースずつ実施するため、年によって実施しない講座がある。そのため、県所定の講座に進める対象者が3年おきになってしまう。通訳者等との連絡会は、回数を開けていない事と、要約筆記に関する専門性が無いため、有効な研修会を実施できない。	手話講習会については、H25年度で2回目の計画が終わり、対象者はH26年度に通訳者の試験を受ける。講習会の組立等について見直す必要がある。通訳者等との連絡会は、今後も密に連絡を取りながら事業実施していく。
			障がいに応じたコミュニケーション機器が給付できるよう、日常生活用具の給付を行います。	○	継続して情報・通信支援用具等の給付を行っている。	継続	継続
		③	障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時においては、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や環境整備状況を掲載した福祉マップを作成し、窓口等で配布します。	×	未実施	福祉マップ作成に向けて、内容及び作成方法を検討。	課題を1つひとつクリアしていき、福祉マップを作成する。